

「東京国際空港再拡張事業に係る環境監視委員会」設置要領

国関整空整第20号

東空整第83号 平成18年 9月14日

最終改正 国関整首空事第29号

東空整第86号 平成22年10月21日

関東地方整備局副局長 梅山 和成

東京航空局長 江口 稔一

（趣 旨）

- 第1条 本要領は、国土交通省関東地方整備局及び東京航空局が「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価書」に基づき、新設滑走路及び飛行場施設の存在・供用時において実施する環境監視について、学識経験者及び行政関係者に意見を頂くことを目的として設置する東京国際空港再拡張事業に係る環境監視委員会（以下、「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

（任 務）

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見をまとめるものとする。
- ア 事業の供用に応じた調査方法、調査地点、調査頻度、調査期間等の環境監視内容を具体的に定めた環境監視計画の策定。
 - イ 事業の供用に伴う影響の評価及び必要な対策。
 - ウ その他、環境監視の実施に必要な事項。

（組 織）

- 第3条 委員会は、別紙に掲げる学識経験者及び行政関係者をもって構成する。
- 2 委員長は、委員の互選によって選任し、委員会を統括する。
 - 3 委員長は、必要に応じて学識経験者等の出席を求めることができる。
 - 4 委員会は、必要に応じてWGを設置することができる。

（委員の任期）

- 第4条 委員の任期は、委嘱の承諾日から、原則として新設滑走路及び飛行場施設の環境監視（存在・供用時）に関する調査、検討が終了するまでとする。

（会議の開催）

- 第5条 委員会は、事務局の要請を受け、委員長が招集する。
- 2 委員長が職務を遂行できない場合には、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、関東地方整備局港湾空港部首都圏空港事業課及び東京航空局空港部空港企画調整課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則 本要領は、平成18年9月14日より施行する。

附 則 本要領は、平成22年10月21日より施行する。